

令和7年第3回笠松町議会臨時会会議録

令和7年7月15日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	花 村 定 行
学校給食センター所長	田 島 明
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第1号）

令和7年7月15日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第44号議案 笠松小学校南舎屋上防水等改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 第45号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和7年第3回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 高橋伸治 議員

7番 尾関俊治 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より令和6年度5月分、令和7年度5月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第44号議案及び日程第5 第45号議案について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第44号議案及び日程第5、第45号議案の2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、笠松小学校南舎屋上防水等改修

工事請負契約の締結についてと、令和7年度一般会計補正予算、以上2件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明をいたします。

議案書の1ページ、議案資料では1ページから2ページにわたります。

第44号議案 笠松小学校南舎屋上防水等改修工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、笠松小学校南舎屋上防水等改修工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

あわせて、議案資料の1ページのほうも御覧いただきたいと思えます。

契約金額は6,930万円で、契約の相手方が、岐阜県岐阜市茜部中島2丁目74番地の1、松永建設株式会社であります。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札で、入札参加希望業者は4社で、入札参加は3社でございました。

7月4日に開札をいたしまして、同月8日に指名業者選定委員会において資格確認をいたしまして、同日、仮契約をいたしました。

工期は、本契約締結の日から令和8年1月21日まででございます。

工事の概要につきましては、経年劣化による屋上からの漏水があったため、屋上防水等改修を実施いたしまして、児童の学習環境、生活環境を確保するものでございます。

主な工事内容につきましては、屋上防水等改修工事、内装改修工事、外壁の改修工事及び、これらに附帯いたします電気設備、機械設備、外構等の改修工事を行わせていただくというものでございます。

続きまして、議案書の2ページから4ページにわたります第45号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は、126万2,000円の増額補正でございます。

4ページを御覧ください。

歳出の第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費では、13節 使用料及び賃借料で、受信料といたしまして27万2,000円を計上させていただきました。

本件につきましては、県内市町村で生じたNHK放送受信契約漏れに関する報道を受けまして、令和7年4月から5月にかけて町内の公共施設を調査いたしましたところ、公用車のカーナビ6台及び庁舎内のテレビ1台について受信契約が未契約であったため、利用月からNHK

受信料を支払うものであります。

今回の未契約でありました原因につきましては、公用車につきましては、当初、リース契約であったため、リース契約において受信契約が発生するという認識がなかったことによるもの、また庁舎内のテレビにつきましては、モニターとして使用していたため、同様に契約が発生するという認識がなかったということによるものでございます。

なお、未契約分のNHK受信料は、遡及分といたしまして、令和4年度から令和6年度までの部分が合計で23万4,180円、令和7年度の分が3万6,828円でございます。

引き続き各種事務手続などに際しましては、制度等を十分理解した上で行うよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

続きまして、第9款 教育費、第5項 保健体育費、第3目 学校給食費でございます。こちらは、17節 備品購入費で、機械器具費といたしまして99万円を計上させていただきました。

8月から開始をいたします給食調理等の外部委託に当たりまして、受託事業者との事前協議の結果、業務をより衛生的かつ安全に実施するため、必要な調理用備品を購入するものでございます。

購入する備品は、スタックカート、こちらは食材の配送用の台車でございます。あわせて調理用のスパテラ、こちらはステンレス製のヘラのような調理器具でございます。これと併せてスパテラのスタンド、防水卓上デジタル台ばかり、そのほか蓋つきの食缶等を購入させていただくべく予算措置をさせていただきました。

なお、今回の補正に対しまして、財源には、前年度からの繰越金126万2,000円を充てさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第44号議案 笠松小学校南舎屋上防水等改修工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） この契約書のほうに別に問題があると思っっているわけではないんですけども、何度も今まで同じような工事をしてきたと思うんですけども、今回では問題がなくなるというふうに思っいらっしゃるのか。もしうまくいかなかった場合、その責任というのはどこにあるのか。業者にとっては何の、デメリットというか、その責任問題というのは発生しないのかどうか。どのような契約になっているかについて質問いたします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

以前はいろいろ対策を取っていましたが、根本的に解決ができなかった部分もありますので、改めてしっかりした設計をしていただいた中で対応はさせていただいております。その中で、入れたことによって解決をするだろうということで認識しております。

ただ、責任については、保証期間についてはそれで対応をさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

保証期間というのがあるということですよ。それはどれくらいの期間なんですか。1年なんですか、半年なんですか。

保証期間で、もしそういうことがあったら対応はできるということだと思いますが。

もちろん、建物自体がもうかなり老朽化していて、多分、建物としての基準のほうを上回ってしまっていると思うんですけども、その辺のことを含めると、今後また、取りあえず保証期間逃れた後もそういう可能性、ほかの校舎についても同じような可能性というのはどんどん出てくると思うんですけども、今後はどのようにお考えになれるのか。もちろん公共施設の建物の更新計画にのっかってやられるんだと思うんですけども、子どもが減っていくという前提の中で、小学校全体をどうしていくのか、中学校と小学校を一緒にするのかとかいうような問題も含めて、全体像というのはどのように把握されているのか、お答えください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

今後の各学校の校舎の在り方については、やはり検討していかないとという時期には来ていると思いますので、いろんな方法を踏まえて、県ともいろいろ、いろんな補助メニューとか、やり方等についても検討しながら、今後に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） 保証期間。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） 保証期間については、10年だと思いますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございました。

子どもたちにしわ寄せがいかないように、ぜひとも考えていただきたいという願いをして終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 私も、今、川島議員がおっしゃられましたが、契約自体には私も問題はなく、ただ、この工事ですね、記憶しているところによると、去年の3月と8月、2回行われている、修繕工事が、というふうに記憶しておるんですが、なぜ1回目、2回目の修繕工事があったのかと、なぜ最初の段階で、このような動きが取れなかったのかなということを思います。

ということは、学校の現場、状況等、担当部署ときっちりと打合せや現状の把握ができていたのかということが疑問に思います。それについて、今後、学校側と担当との、これ笠小だけでなく、ほかの小学校、中学校でもあることですので、今後、どのようにしてそういう現場の状況を把握していくかという、学校側と担当部署が、より綿密に打合せ、現状把握ができるようにする必要があると思いますので、その点についてどう思われますか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

今現在も、その都度、現場に担当者が行って、学校の先生と、教頭先生等と現場を確認しながら、こういう状態かなということで対応はさせていただいております。

また、月1回、校長会というのがありますので、その中での現状のところ、そこで校長先生からの要望とか現状のほう、いろいろ共有しながら、今後対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

月に1回そういうお話し合いをしているということですがけれども、ただ、現実的にこの1回、2回の修繕工事はあったと。1年半かかったと。これはやっぱり問題ではあると思いますので、きっちりとやはり、よりよい学校側と行政との打合せ内容をお願いをしていただきたいと思います。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 私も契約については異議を申し立てることはありませんが、ちょっと内容についてだけ確認をさせていただきたいと思います。

工期が、完成、令和8年1月21日までということで、その間に工事がされるということですか。

けど、笠松小学校の児童の授業、また学習の進み具合に、その工事をやることによって影響を及ぼすようなことがないような配慮というのは何かされているでしょうか。

例えば、夏休み中に集中的にやって、8月の終わりから始まりますよね、学校が、そうしたときに、まだ工事がが一と続いているとかということがあつては、授業等に支障を来すことがありますけど、何かそのような配慮というのは、もちろんされて契約をとということになっていると思うんですが、そのことについてだけお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

基本的には、議員おっしゃったとおり、授業等には支障ないような格好での工事工程で作業を行われます。

その中で、基本的には音が出る大きい工事につきましては、休みとか、秋休み等で対応はするような格好で工程を組んでもらうようなお願いをしております。

ただ、多少なりの音は必ず出る部分もありますので、その辺は学校と協議しながら、最低限の影響で抑えられるように対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） ちょっと2点ほど、受信料のことなんですけれども、NHK、かなり苦しいので、取れるところから取ろうという、そういう算段かなというふうに思いますけれども、リース車でカーナビにテレビチューナーが入っているということなんですけれども、リース車で、テレビチューナーが入っていても、もしアンテナがなければ受信できないということなんじゃないでしょうか。アンテナはきちつとあつて、受信できる状態だったんでしょうか。

例えばテレビを買った場合、BSチューナーが入っていても、BSアンテナが入ってなければBSの受信料は払わなくてもいいんですけども、そういうことというのは関係なかったのでしょうか。

見る見ないに関わらず、受信できる状態にあったら受信料は払わなきゃいけないんですけども、見られる状態であったというふうに認知してよろしいでしょうかということと、今後、もしそういうことでアンテナを外せばいいのであれば、アンテナを、どっちみち公務中に見ることはないと思いますので、外してしまっても、それでよければそういうことも考えてもいいのではないのでしょうかという点が1点と、今度給食センターの備品を99万円ほどそろえられるということなんですけれども、それは業者が、今度委託をするからという業者との話合いの中で、こういうものがあつたほうが、より安全で衛生的に作れるという説明があつたと思うんですけども、じゃあ、前の調理員がやっているときからはそういう要望は出ていなかったのでしょうか。そういうふうにしたほうが、より安全で衛生的なものができるという、そういう要望とか、そういう見地というのは、給食センター側にはなかったのでしょうか。その辺について御質問いたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） それでは、私のほうからは、NHKの受信料の件で2点御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、リース車のテレビ、NHKが受信できる状態だったかという、まず1つ目の御質問ですけど、受信できる状態でありました。

それで、実はこういういろんな調査をした段階で、現在、例えばカーナビがついている車、先ほど、今、川島議員、アンテナという話もありましたけど、例えばテレビが見られない、切断をするとか、そういう線を取り除くとかして見られないようにするというのを、自動車関係の業者のほうに、そういうことができないかという話をしましたら、やはりそういうことができないと。そこは点検上なのか、強制的にやるというのはできないということも言われたので、現在ついている車両については受信ができる状態となっていますので、受信料が発生してくるということを思っています。

今後はその車を購入する場合には、川島議員言われましたように、公務中見ませんので、そういうのはつけないような設定ができるのであれば、そういうようなことをして購入をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

以前の従事員からは、そういうような要望等は出ておりません。

今回、業者を受け付けるということで、業者側が最終的に自分たちの本当の業務をやるとい

う上で、より衛生的にやるには、この部分を追加していただきたいというふうな要望がありましたので、それに対応するということになります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

チューナーの件なんですけれども、テレビが映らないようにハード的に何とかするというのは多分できないと思います。難しいと思います。だけど、基本的に車というのは遮蔽物です。金属で囲われてしまっていますので、車体で、そうすると、中に受信体を入れても、基本的に電波というのは外にアンテナを出さない限り受信できないんですね、基本的に。ということは、アンテナがなければ受信できない状態にできるというふうに思いますので、現状のものでもアンテナを外すだけで、僕はそういうことが可能だと思いますので、一度検討をしていただきたいと思います。

現実には、例えば幾らテレビがうちにあったって、アンテナつけてなければ、多分、テレビにアンテナがついているものでなければ、NHKの受信料は発生しないというふうに思いますので、一度検討をしてくださいということです。

それと、以前の調理員からそういうのが出ていなかったということは、新しい委託する調理業者にとっては、それを入れたほうがより効果的に、効率的に、安全に作業ができるということと入れたいという話だったと思うんですね。だと思いませんか。ということは、そういうことを調理員と一緒に考えていなかったんじゃないですか。より効率よく仕事ができるようにするためにはどういうものがいいか、そのためにはどんなものを買わなければならないかという検討を給食センターはされたんですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私、現場で見たわけじゃないですけど、多分そういう相談をされていたんですが、今回の業者というのは、いわゆるプロです。私も飲食業をやっていたので。多分、学校給食のこの給食センター、笠松町の給食センターというのは、この中で一つの世界というか、だったんですが、今回、業者は、いろんなところの事業者で、いろんな学校や、あるいはいろんな施設の給食を扱っていると。その中で様々な知見は、我々よりもよっぽどたくさんいると。そういった方々から、やはり効率的に、安全性があるにはこういったものがないかという御提言を受けたと。これはある意味、外部委託した大きな成果ではないかと私は認識しております。

なので、結果的に、前はどうかだったかというのは、それなりに一生懸命やられたと思うんですが、より一層安全になったということは、子どもたちにとってもこれはプラスではないかというふうに思っておりますので、当時がどうかという、比べることは、今の段階でどうかと

いう思いはあります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 大変よく分かりました。

民間企業の方がやられるということは、より一層効率的に、少ない人力でもって同じような成果を、同じもの以上の成果を出さなければならないということで、そういうものを御注文されたということは理解をしております。なので、今回のことでも、そういうことをすることによって、子どもたちに対する食に対する教育は、より一層充実できるという前提の下での導入になったので、今後、そういうことはしっかりと議員として検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和7年第3回笠松町議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時28分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年7月15日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 尾 関 俊 治

議 員 高 橋 伸 治